

学習教育戦略研究所運営委員会規程

平成30年4月9日
放送大学学園規程第1号

(設置)

第1条 学習教育戦略研究所（以下「研究所」という。）に、学習教育戦略研究所規程（平成29年放送大学学園規程第2号）第6条の規定に基づき、学習教育戦略研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、研究所に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 研究所の活動方針の策定に関する事
- 二 研究部門及び経営戦略部門の活動計画の策定に関する事
- 三 重点研究テーマの策定及び研究プロジェクトに関する事
- 四 その他研究所の調査・研究及び情報収集・分析等に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究所長（以下、「所長」という。）
- 二 研究部門の長
- 三 経営戦略部門の長
- 四 オンライン教育センター長
- 五 その他理事長が必要と認めた者

2 前項第五号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(議長)

第4条 委員会に議長を置き、所長をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席者)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、各課等の協力を得て、総合戦略企画室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月9日から施行する。